

三 第二無契約期間の次に到来する無契約期間(以下この項において「第三無契約期間」という。)次に掲げる場合に
応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 第二無契約期間が前号イに定めるものである場合 第三無契約期間の期間が、第三無契約期間の前にある全ての
有期労働契約の契約期間を通算した期間に2分の1を乗じて得た期間(六月を超えるときは6月とし、1月に満た
ない端数を生じたときはこれを1月として計算した期間とする。)未満であること。

ロ 第二無契約期間が前号ロに定めるものである場合 第三無契約期間の期間が、第一無契約期間と第三無契約期間
の間にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に2分の1を乗じて得た期間(六月を超えるときは6
月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月として計算した期間とする。)未満であること。

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 第三無契約期間の期間が、第二無契約期間と第三無契約期間の間にある有期
労働契約の契約期間(2以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間)に2分の1を
乗じて得た期間(六月を超えるときは6月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月として計算した期
間とする。)未満であること。

四 第三無契約期間後に到来する無契約期間 当該無契約期間が、前3号の例により計算して得た期間未満であるこ
と。

2 前項の規定により通算の対象となるそれぞれの有期労働契約の契約期間に1月に満たない端数がある場合は、こ
れらの端数の合算については、30日をもって1月とする。

(法第18条第2項の厚生労働省令で定める期間)

第2条 法第18条第2項の厚生労働省令で定める期間は、同項の当該1の有期労働契約の契約期間に2分の1を乗じ
て得た期間(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算した期間とする。)とする。

附 則

1 この省令は、労働契約法の一部を改正する法律(平成24年法律第56号)附則第1項ただし書に規定する規定の施
行の日(平成25年4月1日)から施行する。

2 第1条第1項の規定は、この省令の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約につい
て適用する。



解説

(1) 趣旨



趣旨

有期労働契約については、契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されずに終了する場合がある一方で、労働契約が反復更新され、長期間にわたり雇用が継続する場合も少なくありません。こうした中で、有期契約労働者については、雇止め(使用者が有期労働契約の更新を拒否することをいいます。以下同じ。)の不安があることによって、年次有給休暇の取得など労働者としての正当な権利行使が抑制されるなどの問題が指摘されています。

こうした有期労働契約の現状を踏まえ、法第18条において、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」といいます。)に転換させる仕組み(以下「無期転換ルール」といいます。)を設けることにより、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ることとしたものです。